

仕 様 書

- 1 件名 八幡台圃場電気の需給契約
- 2 需給場所 茨城県つくば市八幡台2
- 3 電力受給条件
 - (1) 供給電気方式 交流3相3線式
 - (2) 供給電圧 6,000ボルト
 - (3) 計量電圧 6,000ボルト
 - (4) 標準周波数 50ヘルツ
 - (5) 受電方式 1回線受電
 - (6) 受電設備総容量 電灯30キロボルトアンペア
動力50キロボルトアンペア
 - (7) コンデンサ取付容量 20キロボルトアンペア
- 4 契約電力
 - (1) 契約電力 30キロワット
(各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
 - (2) 予定使用電力量 40,422キロワット時
(過去1年間電力使用実績は別紙1のとおり)
予定電力量は使用実績に基づく数量であり、使用量を保証するものではない。
- 5 供給期間 令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで
- 6 需給地点 国際農林水産業研究センターの施設下第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と国際農林水産業研究センターの開閉器電源側接続点
- 7 保安責任分界点 需給地点に同じ
- 8 財産分界点 需給地点に同じ
- 9 検針 自動検針

10 その他

- (1) 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合、従量料金について燃料費調整を行う場合及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとし、これにより難しい場合は協議するものとする。なお、見積価格の算定にあたっては、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないこと。
- (2) 料金、その他を計算する場合の単位及びその端数処理
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。
 - オ 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - カ この仕様書に定めのない供給条件については、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等を基に協議するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない供給条件については、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）を基に協議するものとする。

別紙 1 年間使用実績
 住所 茨城県つくば市八幡台2 八幡台圃場
 供給電圧 6kV

年月	対象期間	契約電力 (kW)	最大電力 (kW)	力率 (%)	使用電力量 (kWh)	ピーク時間 (kWh)	夏季昼間 時間 (kWh)	その他季 昼間時間 (kWh)	夜間時間 (kWh)
令和2年12月	11/13 ~ 12/12	34	17	100	2,991	0	0	2,063	928
令和3年1月	12/13 ~ 1/12	34	24	100	3,629	0	0	2,537	1,092
令和3年2月	1/13 ~ 2/12	34	24	100	4,771	0	0	3,295	1,476
令和3年3月	2/13 ~ 3/12	34	22	100	3,636	0	0	2,439	1,197
令和3年4月	3/13 ~ 4/12	34	18	100	2,754	0	0	1,680	1,074
令和3年5月	4/13 ~ 5/12	34	18	100	2,373	0	0	1,213	1,160
令和3年6月	5/13 ~ 6/12	34	23	100	3,612	0	0	2,456	1,156
令和3年7月	6/13 ~ 7/12	34	20	100	3,008	211	513	1,207	1,077
令和3年8月	7/13 ~ 8/12	33	30	100	5,106	991	2,372	0	1,743
令和3年9月	8/13 ~ 9/12	30	28	100	3,446	614	1,639	0	1,193
令和3年10月	9/13 ~ 10/12	30	15	100	2,441	246	612	642	941
令和3年11月	10/13 ~ 11/12	30	14	100	2,655	0	0	1,665	990
合計					40,422	2,062	5,136	19,197	14,027

夏季 毎年 7月 1日から 9月30日までの期間
 その他季 毎年10月 1日から翌年の 6月30日までの期間
 ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間。ただし、休日等（※）は除く。
 昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、ピーク時間および休日等（※）に定める日の該当する時間を除く。
 夜間時間 ピーク時間および昼間時間以外の時間
 ※休日等とは日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日とする。

別紙2

内訳書

名称	数量	単位	単価	金額	備考
基本料金	30×12	kWh×月	円 (うち消費税 円)	円	
ピーク時間	2,062	kWh	円 (うち消費税 円)	円	
夏季昼間時間	5,136	kWh	円 (うち消費税 円)	円	
その他季昼間時間	19,197	kWh	円 (うち消費税 円)	円	
夜間時間	14,027	kWh	円 (うち消費税 円)	円	
合計	40,422	kWh		円	

※力率による割引、割増は含まないものとする

※消費税は各単価に含めるものとする

ピーク時間 夏季の毎日午後 1時から午後 4時までの時間。ただし、休日等 (※) は除く。

夏季 毎年 7月 1日から 9月30日までの期間

その他季 毎年10月 1日から翌年の 6月30日までの期間

昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、ピーク時間および休日等 (※) に定める日の該当する時間を除く。

夜間時間 ピーク時間および昼間時間以外の時間

※休日等とは日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日とする。